

家屋調査について

家屋を新築又は増築されますと、資産税家屋係担当者が訪問調査をさせていただきます。この調査は、固定資産税・都市計画税の算定の基礎となる評価額を算出するために必要な調査ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

★家屋調査の内容

家屋調査では、建物の種類や構造のほか、主に次の点について調査します。

- 家屋の間取り(各部屋の寸法や用途)
- 外部(屋根・外壁・基礎など)の仕上げ資材の確認
- 内部(内壁・床・天井など)の仕上げ資材の確認
- 家屋の構造と一体である建具や設備(トイレ・風呂・キッチンなど)の確認

調査の際には、固定資産税等についての説明をさせていただきますので、所有者の方又はそのご家族の方などに立会いをお願いします。

★家屋調査の際に準備していただきたいもの

- 建物平面図、立面図、断面図などの最終図面(間取り、寸法等が分かるもの)
- 建築確認申請書類
- 工事契約請負書、見積書などの設計図書(非木造家屋の場合)

★家屋調査に要する時間

家屋の調査に要する時間は、建物の規模や種類にもよりますが、一般的な住宅であれば約1時間程度となります。

★家屋調査の日時について

家屋調査の日時については、資産税家屋係から、あらかじめ調査に関する文書を発送させていただきますので、ご都合の良い日をご連絡ください。